

大阪府健活プロモーション事業企画運営業務に係る企画提案仕様書

1 業務目的

急速に進展する少子高齢化や疾病構造の変化等に伴い、府民の健康意識の高まりとともに、健康を取り巻く課題も複雑・多様化しており、生涯を通じての府民の主体的な健康づくりを積極的に推進するための環境整備が求められています。

大阪府では、「第3次大阪府健康増進計画」の基本理念として、「全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会～いのち輝く健康未来都市・大阪の実現～」を、また、基本目標としては、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を掲げ、令和3年度から「おおさか健活10推進プロジェクト」としてそれに向けた取組みを実施しています。そこで、本業務では、プロジェクトの一環として、主に大阪府民を対象に、民間企業や市町村等と連携して広く情報発信・プロモーションすることにより、「健活10（※1）」と「おおさか健活マイレージ アスマイル（※2）」（以下、アスマイル）を中心とした大阪府の健康増進に関する取組みの認知度を高め、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けた健康増進・健康寿命延伸の機運を醸成するとともに、府民に具体的な行動変容を促し、日々の健康増進活動につなげることで、府民の健康寿命延伸をめざそうとするものです。

※1 健活10〈ケンカツ テン〉とは、大阪府が推進する、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい「10の健康づくり活動」のこと。
（参考リンク）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kenkatsu10/index.html>

※2 おおさか健活マイレージ アスマイルとは、大阪府が提供する、専用スマートフォンアプリ等による府民向けのサービスのこと。
（参考リンク）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/platform/asmile.html>

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

3 委託上限額

23,100,000円（税込）

※本事業を履行するすべての経費を含む。

4 業務内容及び企画提案を求める内容

多様な内容・手法によるプロモーション・情報発信を行うこと。

- （1）受注者は、本業務全体を通じて、主に大阪府民に対し、健康活動への取組みの関心を引き出し、健活10やアスマイル等の認知度向上及び日ごろからの実践につながる

るよう、(2)以降に示すプロモーションを企画・運営する。

《企画提案を求める内容》

健康増進・健康寿命延伸の機運醸成に向けた効果的・効率的なプロモーション事業の全体像を、審査基準に即して、創意工夫して具体的に提案すること。

《審査基準》

- ・業務目的に合致した効果的・効率的なプロモーションとなっているか。
- ・事業者が、健活10、アスマイルとは何か、その意義、目的や仕組みを十分に理解しているか。

(2) 受注者は、広報を行うためのコンテンツ（以下「PR 広報物」という。）を制作する。企画立案、動画校正、台本作成、演出、出演者交渉・調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権の処理等の業務一切を行うこと。広報媒体として、大阪府ホームページ、健活10ポータルサイト（※）、SNS・YouTube等のソーシャルメディア・動画サイト（大阪府が運用するものも含む）、メディア、屋外サイネージ等の活用が考えられる。

PR 広報物の要件は次のとおりとする。

- ・ 府民に対して、大阪・関西万博の開催に向けた健康増進・健康寿命延伸の機運を醸成するとともに、健活10とアスマイルを活用した府民の継続的な健康増進活動につなげるもの。
- ・ 広告ジャック（(3)参照）で活用するポスター、動画及び静止画は必須とする。
- ・ 動画の制作本数は、PR動画（2分程度）とその短縮版（15秒程度）を各1本以上とし、企画内容に応じて大阪府と協議事項とする。
- ・ 令和4年度に延べ50万人以上に視聴され、見た人がSNS等で動画を拡散したくなるようなインパクトや話題性がある内容とする。
- ・ 二次利用にかかる一切の費用は委託料に含む。
- ・ 著名人を起用する場合は、予め大阪府と協議の上、起用者を決定する。

※健活10ポータルサイト（参考リンク）

<https://kenkatsu10.jp/>

《企画提案を求める内容》

健活のPR 広報物の制作企画を、審査基準に即して、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとする。

- ・ PR 広報物の全体仕様
- ・ ポスターのイメージ骨子1点
- ・ 動画及び静止画の制作にかかる企画の概要

《審査基準》

- PR 広報物の仕様は充実しているか。
- 大阪・関西万博の開催に向けた健康増進・健康寿命延伸の機運を醸成するものか。

(3) 受注者は、受注者以外の事業者、市町村及び大阪府等と連携して、大阪・関西万博の開催に向けた健康増進・健康寿命延伸の機運を醸成するため、年2回（令和4年10月及び令和5年1月末頃）、府内全域での広告に関するプロモーション（以下「広告ジャック」という。）を行う。

広告ジャックの要件は次のとおりとする。

- (2) で示す PR 広報物を用い、府内全域でプロモーションを行うこと。
- 本事業では、単に広告枠を購入するのではなく、府内の官民の連携により当該月の一定期間、健康増進・健康寿命延伸の機運醸成を図る広報を府内全域で実施することと定義する。
- 10 月実施分については、業務スケジュールの都合上、大阪府において複数の広告枠を予約する。受注者はそれらに加えて、広告ジャックに効果的と考えられる広告枠等を用意すること。
- 1 月実施分については、広告枠等の選定から受注者にて行うこと。
- 受注者は、大阪府及び受注者自らが用意した広告枠に関して代理店等との調整（大阪府が用意した広告枠の使用料の負担を含む。）を行うこと。その他、受注者から府内の事業者と連携を依頼して、府内各地でのプロモーションを実施すること。
- なお、大阪府は、市町村や健活おおさか推進府民会議の会員団体に対し、PR 広報物を用いた同時期の広報活動を呼びかけることとしている。
- (4) で示すリアルイベントとの連動を考慮すること。例えば、会場への来訪を誘引し、より多くの方をイベントに集客できるよう、訴求対象、広報の方法（コンテンツ等の様々な媒体での活用、交通機関との連携など）、時期等を十分に検討し、PR 戦略を策定すること。

(大阪府が予約予定の広告枠)

- ホワイティうめだデジタル6（ホワイティうめだセンターモール）
⇒15 秒/3 分ロール、1 週間
- 東梅田ネットワークビジョン（東梅田駅）
- 大阪メトロネットワークビジョン（新大阪、梅田、淀屋橋、本町、なんば、天王寺、なかもず、東梅田、天満橋、谷町四丁目、谷町九丁目、肥後橋、北浜、日本橋）
⇒15 秒/6 分ロール、1 週間

※上記広告枠の使用料見込は合計 180 万円（税別）。ただし公開価格による。

《企画提案を求める内容》

広告ジャックの方法について、審査基準に即して、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとする。

- ・府内各地でのプロモーションの概要（時期、内容、連携予定の事業者）
- ・主要駅での広告に関する概要（時期、内容、場所（主要駅名・掲載位置））
- ・PR 広報物の活用方法
- ・活動成果の目標
- ・独自事業（提案があれば）

《審査基準》

- ・各地でのプロモーションを含め、府内全域を巻き込んだ広告ジャックの規模、内容の充実度及びその実現可能性。
- ・PR 広報物を効果的に活用できているか。

- (4) 受注者は、大阪府民（健康増進に比較的意識の低い府民を含む。）を対象に、来場者参加型のイベント（以下「リアルイベント」という。）を企画・運営する。リアルイベントは大阪・関西万博に向けた健康増進・健康寿命延伸の機運醸成に資するもので、参加者の日々の健康増進の行動変容につながるものとする。3回のイベントの回遊性を高めることで、健活 10 の項目を幅広く含めるなど一体的なプロモーションとすること。また、一過性のイベントではなく、健活 10 及びアスマイルの継続的な実施・利用者の増加につながる効果的なプロモーションを盛り込むこと。

リアルイベントの要件は次のとおり。

	ア	イ	ウ
時期	10月8日又は9日	11月12日又は13日	令和5年2月頃
場所	阪急百貨店うめだ本店	三島地域	うめきた地区
テーマ	食	フレイル予防等	ヘルスケア体験等

(注意点)

- ・ ア及びイに関しては会場の貸出料以外、ウに関してはすべてについて本業務の委託料で賄う想定とする。
- ・ イは、大阪府が三島地域の公共施設において実施する、フレイル予防等の講演会、健康測定会に関する運営補助、広報業務等を想定しており、詳細は府との協議事項となるため、企画提案は求めない。
- ・ 各回についての詳細は次のとおり。

ア及びウについて（共通事項）

- ・ 会場のゾーニングや装飾を含め集客力の高い魅力ある実施計画を策定する。
- ・ イベント会場内や会場周辺での混雑が緩和できるよう導線などを検討する。

- 会場におけるバリアフリー対応等、障がい者等への対応を検討し実施すること。
- 大阪府が施策 PR として使用するブースを 2 程度設置すること。各回における大阪府の使用するブースの内容、設置数は都度調整事項とする。
- 大阪府は、リアルイベントに参加して健康増進に資する活動をした者にアスマイルのポイントを付与するなどの特典を準備する予定である。ポイント取得のための QR コードの掲出パネルやブース等を用意すること。
- 施設管理者及び他の施設使用者と必要に応じて諸調整（費用負担、イベントの内容に応じて必要となる施設及び設備に関する建築基準法、消防法を始め各種関係法令等の諸調整を含む。）を行うこと。
- イベントの実施において必要な人員、設備など運営体制、必要な資材の調達及び出展物・資機材等の搬出入に関する計画を作成すること。
- イベント開催期間中の来場者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難に関する計画を作成すること。
- イベントの開催にあたって出展者及び来場者等の新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための具体的対策を作成すること。
- 大阪にゆかりがあり、健活に対して比較的関心の低い若者層に影響力のある著名人を招聘するなど、イベントへ出展する事業者やイベント全体の盛り上げりを発信するとともに、イベントへの来訪を促すこと。
- 招聘者や出展者の選定は、受託者と大阪府が協議の上決定する。
- イベントのビジュアルイメージ等（「健活 10」「アスマイル」「関西・大阪万博」を含めて、イベントのビジュアルイメージ、ポスター、チラシ等）を活用し、PR 戦略の中でイベント広報及び集客に係る取組を行うこと。
- イベント開催時まで SNS による情報発信を行う等、府民の興味関心を持続させる施策を行うこと。
- 各種メディアに幅広く取り上げられるように努めること。
- 各イベント以外の目的で梅田エリアを訪れる府民等が、このイベントに足を運ぶような仕掛けを検討すること。
- 参加型イベントを事前申込制とする場合は、参加者が申し込みしやすいよう、募集方法及び適切な募集受付・受付管理に十分留意すること。
- 上記のほか企画検討を進める中で生じた課題について検討すること。

アについて

- アのイベントの会場手配は大阪府が行う。会場は、阪急百貨店うめだ本店 9 階 阪急うめだホール（大阪市北区角田町 8 番 7 号）とする。
- （3）で示した広告ジャック（10 月実施分）と連動して実施することとし、日時は令和 4 年 10 月 8 日又は 9 日のいずれかを、大阪府が後日指定する。
- 大阪府が推進する食育の取組みや野菜・油・塩の量に配慮したヘルシーメニュー「V.O.S.」を PR し、食育を通じた健康づくりを啓発するイベントとし、それに即した会場レイアウトやステージ等での企画を実施すること。

- ・ 上記「ア及びウについて（共通事項）」で示している、大阪府が施策 PR として使用するブースの用意以外に、「大阪府食育推進ネットワーク会議」の関係団体等（出展者）が PR を行うブースを 10 程度用意すること。なお、出展者の調整は大阪府が行う。ブースは、机・椅子・電源などを備えることを想定しているが、詳細は大阪府と協議の上、決定する。
- ・ 実施にあたっては、大阪府及び会場である阪急百貨店うめだ本店と協議し、上記ブースにおける PR や阪急百貨店うめだ本店が実施する催事と連携しながら実施すること。

※阪急百貨店うめだ本店9階 阪急うめだホール

<https://website.hankyu-dept.co.jp/umeda-hall/index.html>

※V.O.S（参考リンク）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/vos-menu/index.html>

<https://kenkatsu10.jp/shokuiku/>

※大阪府食育推進ネットワーク会議（参考リンク）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/syokuiku/networkkaigi.html>

<https://kenkatsu10.jp/shokuiku/network/>

イについて

- ・ 大阪府は、大阪府三島地域の公共施設において、フレイル予防等の講演会、健康測定会を実施する。企画・出演者の調整などは大阪府が行う。
- ・ 受託者はこれに関する運営補助（ブース等什器の用意、測定機器の運搬、事前申込の対応、会場装飾、受付・誘導等大阪府職員の運営補助）、広報業務等を行う。詳細は大阪府との協議事項となるため、企画提案は求めない。

※講演会、健康測定会について（予定）

- ・ 収容人数 100 人程度の会場における講演会。（2 回転）
- ・ 同規模の会場での、体組成計等を用いた健康測定会。
- ・ 当日運営については大阪府職員等での対応を予定しているが、受託者による運営人員の補助が生じることがある。

ウについて

- ・ 会場の選定から実施まで提案事項とする。
- ・ （3）で示した広告ジャック（1 月実施分）と連動した企画とすること。
- ・ 大阪・関西万博をイメージするような新しいヘルスケアの体験や展示を行い、府民のヘルスケアへの関心を高めるとともに、日々の健康増進の取組みにつながるような企画とすること。

- ・ 実施内容は、大阪府と協議の上、決定する。

《企画提案を求める内容》

リアルイベントの企画及び運営体制について、審査基準に即して、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項が分かるものとする。

- ・ リアルイベント全体の概要
- ・ 各回のコンセプト、特長、実施時期、場所、主なターゲット、内容
- ・ イベントのPR方法
- ・ 活動成果（目標）想定参加者数、「アスマイル」の登録者の増加数等
- ・ 効果検証の方法

※11月頃実施分に関する企画内容は、提案に含まないこと。

《審査基準》

- ・ 目標設定並びに期待できる効果、その効果検証方法が妥当な提案か。
- ・ イベントのPR活動は効果的か。
- ・ 提案者の強みをいかした創意工夫のある企画か。

（一過性のイベントではなく、継続的な健康増進活動につながる効果的なプロモーションを盛り込んでいるか。大阪・関西万博の開催に向けた健康増進・健康寿命延伸の機運醸成（期待感、わくわく感、行動変容）につながるイベントか。）

(リアルイベント(ア)の提案例)

参加体験型のイベントとして、『自らを知る』ためにヘルスチェックの測定体験ブースを設定、『知識を学ぶ』ためにステージでは「食と健康」リレートークを実施、『解決策を探る』ために別会場(クッキングスタジオ)や仮設キッチンでのV.O.S.メニュークッキング講座やデモ等を実施する。また、当日来場することが困難な層が食育に関心を持ってもらうため、ステージイベント等の会場のライブ配信を取り入れる。

(リアルイベント(ウ)の提案例)

アスマイルの利用率が低い若者をターゲットとして、うめきた地区の商業施設のイベントスペースを活用して、若者に人気の著名人を招へいし、民間企業10社、市町村等と連携して、万博を感じられる未来的なヘルスケア体験ができる展示会を開催する。展示会ではヘルスケア体験とあわせて健活10、アスマイルの広報を実施し、参加者が帰宅後に健康づくりの実践を生活に取り入れるよう促進する。

- (5) (1) から (4) までに掲げる業務以外で、受注者が独自に提案をして大阪府以外の事業者主催の健活イベント（府内実施に限る。）等に参画して本業務にかかるプロモーションを実施する場合は、具体的な提案を行うこと。

《審査基準》

- ・ 受注者が提案する他事業者（大学、民間企業、市町村等）が主催のイベント等でのプロモーション活動は、独自の効果的な提案か。

(6) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

事業実施体制及び人員（配置する人員数や、資格・技術など）、契約期間内の全体スケジュール、著作権等コンプライアンスへの取組みに加え、類似事業の実績がある場合は過去（3年以内）の実績について提案すること。

なお、ここでいう類似事業とは、健康医療関連の普及啓発イベントの企画運営又はメディア制作に関する事業とする。

《審査基準》

- ・過去（3年以内）の類似事業の実績が示されており、その実績が豊富であるか。
- ・事業を円滑に遂行できるスケジュールが提案されているか。

《新型コロナウイルス感染症への対応》

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベント実施時期に移動制限や飲食店等への営業時間短縮・酒類の提供自粛要請、催物の開催制限等（以下「イベント実施に係る制限等」という。）が行われている可能性があることを考慮し、移動やイベント開催等に制限がない想定 of 企画案に加え、イベント実施に係る制限等が行われている場合を想定した企画案も合わせて提案すること。

なお、本イベントの実施に当たっては、制限のない状況を前提とするが、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、大阪府と受託者で協議の上、実施内容を適宜見直すものとする。

5 スケジュール

以下のスケジュールをベースにして提案するプロモーションを落とし込むこと。

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約	→ 動画作成等	広告ジャック リアルイベント（ア）	リアルイベント（イ）			広告ジャック リアルイベント（ウ）	実績報告

6 委託業務の実施状況の報告

受託者は契約締結後、定期的に委託業務の進捗状況を大阪府に報告すること。各広告ジャック、リアルイベントについて、終了後1か月以内に実施状況を書面により受注者に報告すること。

大阪府は、業務内容等について随時報告を求めることがあるため、協力すること。

(1) 各種申請等

本イベントの開催に必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。また、大阪府が本イベントの実施に係る申請や届け出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

(2) 来場者数等の集計及びアンケートの実施

来場者数の集計を行うとともに、来場者、出展者、参加飲食店等に対してアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケートの実施に当たっては、効果検証が行えるよう設問設計を工夫し、事前に大阪府の承認を得た上で実施すること。

(3) 記録写真の撮影等

本イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、大阪府に提出すること。なお、記録物は、大阪府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。

提供方法は、電子データにより納品することとし、各広告ジャック、リアルイベント実施後すみやかに提出すること。

7 事業成果の報告

受注者は、事業終了後、本事業の成果について、下記のとおり報告を行うこと。ただし、事業の進捗状況については、大阪府の求めに応じて随時報告すること。（詳細は別途協議とする。）

(1) 最終報告の実施

事業の実施結果を簡潔に取りまとめた資料を作成の上、事業の実施結果を報告すること。

(2) 成果報告書の作成

事業成果について、令和5年3月20日までに成果報告書を提出する。その際、「成果報告書（全体版）」を電子データ（DVD-R等による）及び紙媒体（1部）にて提出すること。

8 留意点

- (1) 健康日本21（第二次）など国における議論も踏まえて業務を進めること。
- (2) 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後も発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- (3) 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
- (5) 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等権利関係について関係者の了承を得た上で使用すること。
- (6) インターネット広告によるプロモーションを実施する場合は、大阪府の信用失墜やブランド毀損となるサイトでの掲載は行わないこと。また、アドベリフィケーションを導入するなどして、海賊版サイト等の違法なサイトや、差別的表現が含まれる

サイト、誤った情報が多く誤解を与えるようなサイト等不適切なサイトに掲載されることがないように管理すること。

- (7) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (8) 提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

9 委託事業の実施上の留意点

- (1) 事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (2) 受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 受注者は、事業の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- (5) 本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- (7) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

10 その他

- (1) 受注者は、統括責任者を配置して、本事業に係る全体計画や運営体制を定め、進行政管理や業務従事者の統括、関係機関との連絡調整など本事業全体を適切に統括すること。
- (2) 受注者は、事業開始時まで事業計画書（スケジュール）を発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する契約締結及び事業実施に当たっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- (7) 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。